

## 島根県において第一種共同漁業権の対象となっている水産動植物

【島根海区】

(令和5年9月1日から令和15年8月31日まで)

免許番号	免許を受けている者	関係する支所(出張所)	対象となっている水産動植物													
			わかめ	いわのり	てんぐさ	もずく	ひじき	あわび※1	とこぶし	さざえ	いわがき	おきあさり※2	はまぐり	なまこ※1	うに	たこ
共第1号	漁業協同組合JFLまね	美保関支所	○	○	○	○										
共第2号	漁業協同組合JFLまね	美保関支所	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○
共第3号	漁業協同組合JFLまね	美保関支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第4号	漁業協同組合JFLまね	美保関支所	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○
共第5号	漁業協同組合JFLまね	美保関支所	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○
共第6号	漁業協同組合JFLまね	島根町支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第7号	漁業協同組合JFLまね	島根町支所	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○
共第8号	漁業協同組合JFLまね	島根町支所	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○
共第9号	漁業協同組合JFLまね	島根町支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第10号	漁業協同組合JFLまね	島根町支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第11号	漁業協同組合JFLまね	恵曇支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第12号	漁業協同組合JFLまね	恵曇支所	○	○	○	○			○	○	○	○			○	○
共第13号	漁業協同組合JFLまね	恵曇支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第14号	漁業協同組合JFLまね	平田支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第15号	漁業協同組合JFLまね	平田支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第16号	漁業協同組合JFLまね	大社支所	○	○	○	○			○	○	○		○		○	○
共第17号	漁業協同組合JFLまね	大社支所	○	○	○	○			○	○	○		○		○	○
共第18号	漁業協同組合JFLまね	大社支所	○	○	○	○			○	○	○		○	○	○	○
共第19号	漁業協同組合JFLまね	大田支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第20号	漁業協同組合JFLまね	大田支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第21号	漁業協同組合JFLまね	大田支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第22号	漁業協同組合JFLまね	大田支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第23号	漁業協同組合JFLまね	大田支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第24号	漁業協同組合JFLまね	大田支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第25号	漁業協同組合JFLまね	大田支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第26号	漁業協同組合JFLまね	大田支所(仁摩出張所)	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第27号	漁業協同組合JFLまね	大田支所(仁摩出張所)	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第28号	漁業協同組合JFLまね	浜田支所(江津出張所)	○	○	○	○			○	○	○		○		○	○
共第29号	漁業協同組合JFLまね	浜田支所	○	○	○	○			○	○	○		○		○	○
共第30号	漁業協同組合JFLまね	浜田支所	○	○	○	○		○	○	○	○				○	○
共第31号	漁業協同組合JFLまね	浜田支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第32号	漁業協同組合JFLまね	浜田支所	○	○	○	○		○	○	○	○				○	○
共第33号	漁業協同組合JFLまね	浜田支所	○	○	○	○		○	○	○	○				○	○
共第34号	漁業協同組合JFLまね	浜田支所	○	○	○	○		○	○	○	○				○	○
共第35号	漁業協同組合JFLまね	浜田支所	○	○	○	○		○	○	○	○				○	○
共第36号	漁業協同組合JFLまね	益田支所	○	○	○	○			○	○	○		○		○	○
共第37号	漁業協同組合JFLまね	益田支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第38号	漁業協同組合JFLまね	益田支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○
共第39号	漁業協同組合JFLまね	益田支所	○	○	○	○			○	○	○				○	○

※1 あわび及びなまこについては特定水産動植物に指定されているため、漁業権の対象となっていない区域においても一般の方は採捕することができません。

※2 おきあしりは、こたまがいを含みます。

【隠岐海区】

(令和5年9月1日から令和15年8月31日まで)

免許番号	免許を受けている者	関係する支所(出張所)	対象となっている水産動植物													
			わかめ	いわのり	てんぐさ	もずく		あわび※1		さざえ			なまこ※1	うに	たこ	
共第40号	漁業協同組合JFLまね	西郷支所	○	○	○	○			○		○				○	○
共第41号	漁業協同組合JFLまね	西郷支所	○	○	○	○			○		○				○	○
共第42号	漁業協同組合JFLまね	西郷支所	○	○	○	○			○		○				○	○
共第43号	漁業協同組合JFLまね	西郷支所	○	○	○	○			○		○				○	○
共第44号	漁業協同組合JFLまね	西郷支所	○	○	○	○			○		○				○	○
共第45号	漁業協同組合JFLまね	西郷支所	○	○	○	○			○		○				○	○
共第46号	漁業協同組合JFLまね	西郷支所	○	○	○	○			○		○				○	○
共第47号	海士町漁業協同組合	—	○	○	○	○			○		○				○	○
共第48号	海士町漁業協同組合	—	○	○	○	○			○		○				○	○
共第49号	海士町漁業協同組合	—	○	○	○	○			○		○				○	○
共第50号	海士町漁業協同組合	—	○	○	○	○			○		○				○	○
共第51号	海士町漁業協同組合	—	○	○	○	○			○		○				○	○
共第52号	漁業協同組合JFLまね	浦郷支所	○	○	○	○			○		○				○	○
共第53号	漁業協同組合JFLまね	浦郷支所	○	○	○	○			○		○				○	○
共第54号	漁業協同組合JFLまね	浦郷支所(知夫出張所)	○	○	○	○			○		○				○	○
共第55号	隠岐島漁業協同組合連合会	—	○	○	○	○			○		○				○	○

※1 あわび及びなまこについては特定水産動植物に指定されているため、漁業権の対象となっていない区域においても一般の方は採捕することができません。